



愛媛県報

発行 愛媛県

平成29年4月7日金曜日 第2863号

◇ 目 次 ◇

落札者等の告示.....	(広報広聴課) ...	265
地方卸売市場の開設の許可.....	(漁政課) ...	265
卸売業務の許可.....	(") ...	266
公有水面埋立工事のしゅん功認可(2件).....	(港湾海岸課) ...	266
公共測量の終了の通知(3件).....	(道路維持課) ...	267
土地改良区役員の就退任の届出.....	(東予地方局農村整備課) ...	267
道路の区域変更(県道金子中萩停車場線).....	(東予地方局管理課) ...	267
道路の供用開始(").....	(") ...	268
開発行為に関する工事の完了.....	(中予地方局建築指導課) ...	268
指定道路の指定.....	(") ...	268
土地改良区役員の就退任の届出.....	(南予地方局農村整備課) ...	268
医師の指定.....	(福祉総合支援センター) ...	268

雑 報

汚泥再生処理センター整備事業に係る工事着手について.....	(環境政策課) ...	269
--------------------------------	-------------	-----

正 誤

昭和51年4月1日付け第4899号外4愛媛県公営企業管理規程第3号(愛媛県公営企業組織規程等の一部を改正する管理規程)中.....	(公営企業管理局総務課) ...	269
平成10年10月9日付け第992号外2愛媛県公営企業管理規程第6号(愛媛県公営企業会計規程の一部改正)中.....	(") ...	269

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

告 示

○愛媛県告示第398号

次のとおり落札者を決定した。
平成29年4月7日

愛媛県知事 中村時広

落札に係る特定役務の名称及び数量	契約に関する事務を担当する機関の名称及び所在地	落札者を決定した日	落札者の氏名及び住所	落札金額	契約の相手方を決定した手続き	入札公告日
広報紙の印刷及び新聞折り込み業務一式	愛媛県企画振興部政策企画局広報広聴課 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2	平成29年3月28日	株式会社愛媛新聞社 愛媛県松山市大手町一丁目12番地1	7.02円 (一部当たり)	一般競争入札	平成29年2月14日

○愛媛県告示第399号

卸売市場法(昭和46年法律第35号)第55条の規定により、次のとおり地方卸売市場の開設を許可した。
平成29年4月7日

愛媛県知事 中村時広

許可番号	許可年月日	開設者の氏名又は名称	地方卸売市場		取扱品目の部類
			所在地	名称	
水市場第38号	平成29年4月5日	愛南漁業協同組合	南宇和郡愛南町御荘平城1番20	愛南漁業協同組合御荘地方卸売市場	水産物部

○愛媛県告示第400号

卸売市場法（昭和46年法律第35号）第58条第1項の規定により、次のとおり地方卸売市場における卸売の業務の許可をした。

平成29年 4月 7日

愛媛県知事 中 村 時 広

許可番号	許可年月日	卸 売 業 者		卸売の業務を行う地方卸売市場の名称	取扱品目の部類
		住所又は所在地	氏名又は名称		
水卸第53号	平成29年 4月 5日	南宇和郡愛南町鱈越166番地3	愛南漁業協同組合	愛南漁業協同組合御荘地方卸売市場	水産物部

○愛媛県告示第401号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、四国中央市役所において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成29年 4月 7日

三島川之江港湾管理者 愛媛県
代表者 愛媛県知事 中 村 時 広

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

四国中央市
愛媛県四国中央市三島宮川四丁目 6 番55号
代表者 四国中央市長 篠原 実
愛媛県四国中央市金生町下分121番地 2

2 埋立区域

(1) 位置

愛媛県四国中央市川之江町4095番、4091番及び4092番の地先公有水面

(2) 区域

次の各地点を順次に結んだ線及び の地点と の地点とを結ぶ昭和58年 9月24日付け愛媛県指令49港第92号で竣功認可された埋立地と公有水面との境界線（D.L. +3.80メートルにより決定）により囲まれた区域

基点（愛媛県四国中央市川之江町4097番国土地理院「大江」四等三角点）は、北緯34度00分29.8264秒、東経133度33分09.0920秒

- の地点は、基点から29度34分55秒216.55メートルの地点
- の地点は、の地点から296度32分06秒109.95メートルの地点
- の地点は、の地点から30度11分42秒187.16メートルの地点
- の地点は、の地点から296度30分10秒196.86メートルの地点
- の地点は、の地点から41度43分39秒10.36メートルの地点
- の地点は、の地点から296度30分10秒31.09メートルの地点
- の地点は、の地点から41度43分39秒20.73メートルの地点
- の地点は、の地点から116秒30分10秒550.00メートルの地点

の地点は、の地点から206度30分10秒50.00メートルの地点

の地点は、の地点から116度30分10秒160.00メートルの地点

の地点は、の地点から206度30分10秒167.06メートルの地点

(3) 面積

105,865.66平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成12年 2月 8日 愛媛県指令11港第293号

4 しゅん功認可年月日

平成29年 4月 7日

○愛媛県告示第402号

公有水面埋立法（大正10年法律第57号。以下「法」という。）第22条第1項の規定により、次のように埋立てに関する工事のしゅん功を認可した。

なお、法第22条第3項に規定する図書は、上島町役場において告示の日から起算して10年を経過する日まで閲覧することができる。

平成29年 4月 7日

愛媛県知事 中 村 時 広

1 しゅん功認可を受けた者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名及び住所

上島町
愛媛県越智郡上島町弓削下弓削210
代表者 上島町長 宮脇 馨
愛媛県越智郡上島町岩城6897

2 埋立区域

(1) 位置

愛媛県越智郡上島町弓削佐島608番 3 の地先公有水面

(2) 区域

次の1点から37点を順次直線で結んだ線並びに37点と1点を結ぶ春分及び秋分の満潮位（C.D.L. +3.93（T.P. 1.92）メートル）の陸と公有水面との接する線により囲まれた区域

基点（越智郡上島町弓削佐島608番 3 地先の防波堤に設置された金属錐）は、北緯34度15分07秒、東経133度11分07秒の地点

- 1 点は、基点から真北172度57分32秒12.69メートルの地点
- 2 点は、1点から真北50度57分22秒2.28メートルの地点
- 3 点は、2点から真北56度38分32秒1.76メートルの地点
- 4 点は、3点から真北56度35分26秒1.24メートルの地点
- 5 点は、4点から真北335度51分57秒1.42メートルの地点

- 6 点は、5 点から真北59度36分05秒0.95メートルの地点
- 7 点は、6 点から真北151度53分23秒1.42メートルの地点
- 8 点は、7 点から真北60度29分23秒0.75メートルの地点
- 9 点は、8 点から真北61度19分24秒1.51メートルの地点
- 10 点は、9 点から真北63度06分42秒1.50メートルの地点
- 11 点は、10 点から真北65度24分10秒1.48メートルの地点
- 12 点は、11 点から真北67度20分08秒1.47メートルの地点
- 13 点は、12 点から真北68度12分21秒1.46メートルの地点
- 14 点は、13 点から真北69度29分25秒1.44メートルの地点
- 15 点は、14 点から真北70度30分25秒1.43メートルの地点
- 16 点は、15 点から真北70度45分41秒1.42メートルの地点
- 17 点は、16 点から真北70度44分40秒1.41メートルの地点
- 18 点は、17 点から真北71度00分43秒1.53メートルの地点
- 19 点は、18 点から真北70度10分00秒5.00メートルの地点
- 20 点は、19 点から真北69度21分58秒5.00メートルの地点
- 21 点は、20 点から真北68度04分08秒5.00メートルの地点
- 22 点は、21 点から真北67度06分17秒5.00メートルの地点
- 23 点は、22 点から真北66度02分02秒5.00メートルの地点
- 24 点は、23 点から真北65度03分33秒5.00メートルの地点
- 25 点は、24 点から真北63度56分31秒5.00メートルの地点
- 26 点は、25 点から真北62度59分38秒4.99メートルの地点
- 27 点は、26 点から真北62度27分32秒46.52メートルの地点
- 28 点は、27 点から真北333度00分57秒4.15メートルの地点
- 29 点は、28 点から真北62度12分58秒1.99メートルの地点
- 30 点は、29 点から真北153度05分06秒4.17メートルの地点
- 31 点は、30 点から真北62度27分33秒68.09メートルの地点
- 32 点は、31 点から真北332度02分28秒0.38メートルの地点
- 33 点は、32 点から真北62度00分32秒1.49メートルの地点
- 34 点は、33 点から真北152度25分11秒0.40メートルの地点
- 35 点は、34 点から真北62度33分10秒9.17メートルの地点
- 36 点は、35 点から真北332度17分34秒1.77メートルの地点
- 37 点は、36 点から真北71度00分42秒2.06メートルの地点

(3) 面積

411.25平方メートル

3 埋立ての免許の年月日及び番号

平成27年 8月11日 愛媛県指令27港第202号

4 しゅん功認可年月日

平成29年 4月 7日

○愛媛県告示第403号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、松山市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

○愛媛県告示第407号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年 4月 7日

愛媛県知事 中村時広

平成29年 4月 7日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量（道路現況平面図作成）
- 2 作業期間 平成28年 9月 8日から
平成29年 2月20日まで
- 3 作業地域 松山市の一部

○愛媛県告示第404号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、松山市長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成29年 4月 7日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量（既成図数値化）
- 2 作業期間 平成28年11月10日から
平成29年 2月28日まで
- 3 作業地域 松山市の一部

○愛媛県告示第405号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第2項の規定に基づき、松山地方法務局長から次のとおり公共測量が終了した旨の通知があった。

平成29年 4月 7日

愛媛県知事 中村時広

- 1 作業種類 公共測量（登記所備付地図作成作業に伴う基準点設置作業）
- 2 作業期間 平成28年11月21日から
平成29年 2月28日まで
- 3 作業地域 松山市素鷲地区（小坂一丁目、小坂二丁目、小坂三丁目、小坂四丁目、小坂五丁目及び日の出町）

○愛媛県告示第406号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西条市飯岡土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成29年 4月 7日

愛媛県東予地方局長 高塚真志

退任

役員の種類	氏名	住所
理事	藤田 閏一郎	西条市飯岡592番地

道路の種類	路線名	区 間	旧・新 別	敷 地 の 幅 員	延 長	備 考
県 道	金子中秋停車場線	新居浜市萩生字岸ノ下1344番2地先から 同字1342番3地先まで	旧	メートル 6.4 ~ 22.74	キロメートル 0.067	
			新	6.47 ~ 10.59	0.045	

○愛媛県告示第408号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

平成29年4月7日

愛媛県知事 中村時広

道路の種類	路線名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	金子中秋停車場線	新居浜市萩生字岸ノ下1344番2地先から 同字1342番3地先まで	平成29年4月7日

○愛媛県告示第409号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第1項に規定する開発行為に関する工事が次のとおり完了した。

平成29年4月7日

愛媛県中予地方局長 福井琴樹

検査済証の番号 及び交付年月日	工事を完了した開発区域又は 工区に含まれる地域の名称	開発許可を受けた 者の住所及び氏名
28中局建（開）第49号 平成29年3月28日	伊予郡松前町大字横田字手作646番4、646番5、646番6	伊予郡松前町大字横田642番地 重松光男

○愛媛県告示第410号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第5号の規定により、次のとおり指定道路を指定した。

平成29年4月7日

愛媛県中予地方局長 福井琴樹

- 指定道路の種類
建築基準法第42条第1項第5号
- 指定年月日
平成29年3月29日
- 指定道路の位置
伊予市下吾川字北西原1901番3、1902番2
- 指定道路の延長及び幅員
(1) 延長 33.03メートル

(2) 幅員 5.00メートル

○愛媛県告示第411号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、西予市宇和町土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

平成29年4月7日

愛媛県南予地方局長 佐伯登志男

退 任

役員の種類	氏 名	住 所
理 事	兵頭幸男	西予市宇和町伊賀上1188番地

○愛媛県告示第412号

身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第1項の規定により、次のように医師の指定をした。

平成29年4月7日

愛媛県知事 中村時広

診断する身体障害の種類	診療科名	病 院 又 は 診療所の名称	医 師 氏 名	同 左 所 在 地	指定年月日
ぼうこう又は直腸・小腸機能障害	外 科	市立八幡浜総合病院	中津宏基	八幡浜市大平一番耕地638番地	平成 29年4月1日
肢 体 不 自 由	整 形 外 科	市立八幡浜総合病院	徳本真矢	八幡浜市大平一番耕地638番地	平成 29年4月1日

じん臓・ぼうこう又は直腸機能障害	泌尿器科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	小山花南江	東温市志津川	平成29年4月1日
肢体不自由	神経内科、精神科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	伊賀淳一	東温市志津川	平成29年4月1日
肢体不自由	神経内科、精神科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	上野修一	東温市志津川	平成29年4月1日
肢体不自由	神経内科、精神科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	越智紳一郎	東温市志津川	平成29年4月1日
肢体不自由	神経内科、精神科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	清水秀明	東温市志津川	平成29年4月1日
肢体不自由	神経内科、精神科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	堀内史枝	東温市志津川	平成29年4月1日
肢体不自由	神経内科、精神科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	山崎聖広	東温市志津川	平成29年4月1日
肢体不自由	神経内科、精神科	国立大学法人愛媛大学医学部附属病院	吉田卓	東温市志津川	平成29年4月1日
肢体不自由	形成外科	住友別子病院	安井史明	新居浜市王子町3番1号	平成29年4月1日
肢体不自由	形成外科	住友別子病院	宮本なつみ	新居浜市王子町3番1号	平成29年4月1日

雑 報

○公 告

汚泥再生処理センター整備事業に係る工事着手について

愛媛県環境影響評価条例（平成11年愛媛県条例第1号）第34条第1号の規定により、次の対象事業について工事着手したので、次のとおり公告します。

平成29年4月7日

松山衛生事務組合 組合長 野 志 克 仁

1 事業者の名称及び所在地

- (1) 名 称 松山衛生事務組合
- (2) 所在地 松山市北吉田町77番地31外

2 対象事業の名称、種類及び規模

- (1) 名 称 汚泥再生処理センター整備事業
- (2) 種 類 し尿処理施設の設置の事業
- (3) 規 模 1日当たりの処理能力 373キロリットル

3 対象事業の実施区域

松山市北吉田町77番地31外

4 愛媛県環境影響評価条例第34条第1項の該当した号第1号

5 該当した時期

平成29年3月17日

正 誤

○正 誤

昭和51年4月1日付け第4899号外4愛媛県公営企業管理規程第3号（愛媛県公営企業組織規程等の一部を改正する管理規程）中

ページ	箇 所	誤	正
2	上の段 右から16行目及び17行目	（固定資産仮三勘定を除く。）	（固定資産仮勘定を除く。）

○正 誤

平成10年10月9日付け第992号外2愛媛県公営企業管理規程第6号（愛媛県企業職員の給与に関する規程及び愛媛県公営企業会計規程の一部を改正する管理規程）中

ページ	箇 所	誤	正
13	右の段 上から11行目、13行目及び16行目	給与資金前渡担当者	給与資金前渡担任者